

ヤングケアラー

あなたのそばに、こんな子どもはいませんか？

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っている子ども・若者を「**ヤングケアラー(世話をする人)**」といいます。子ども期(18歳未満)に加え、おおむね30歳未満、状況等に応じ、40歳未満の人も対象となります。



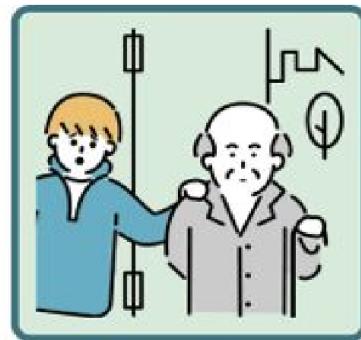
障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている。



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている。



目の離せない家族の見守りや、声かけなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている。

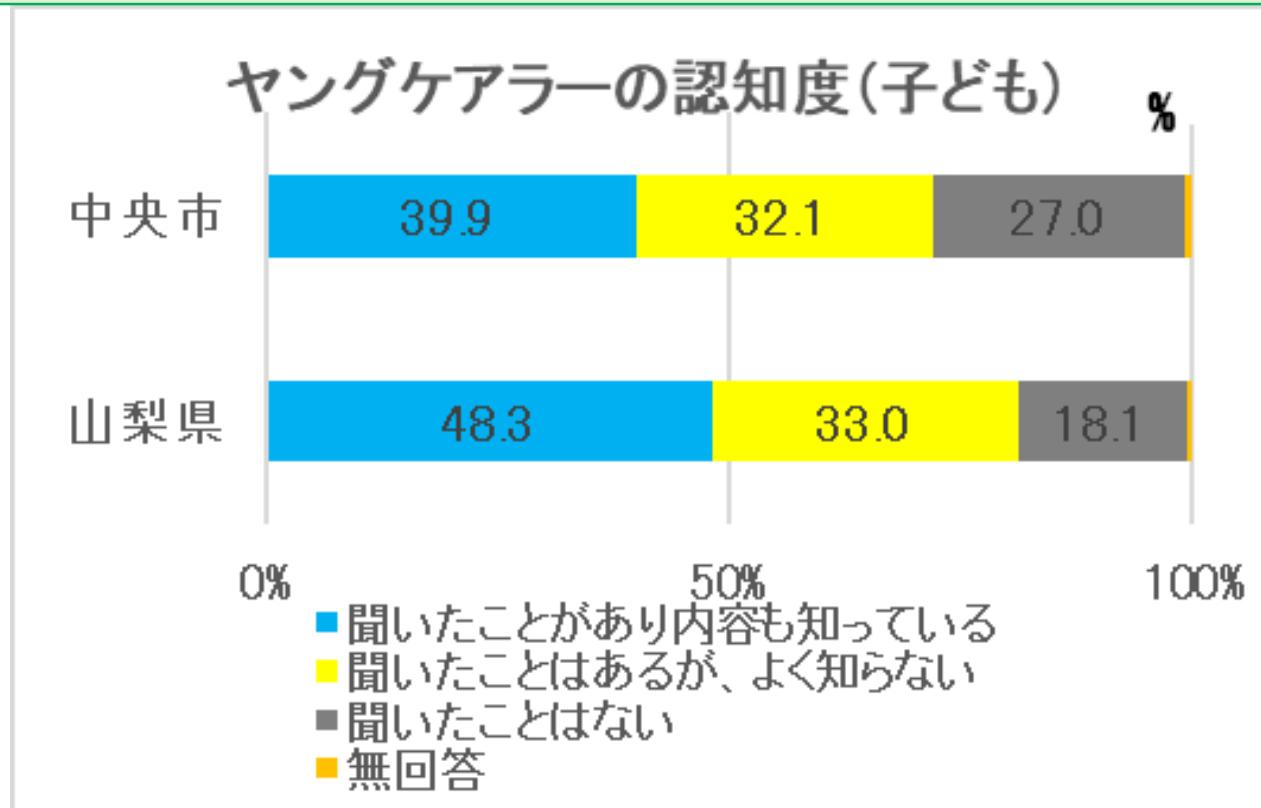


障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。

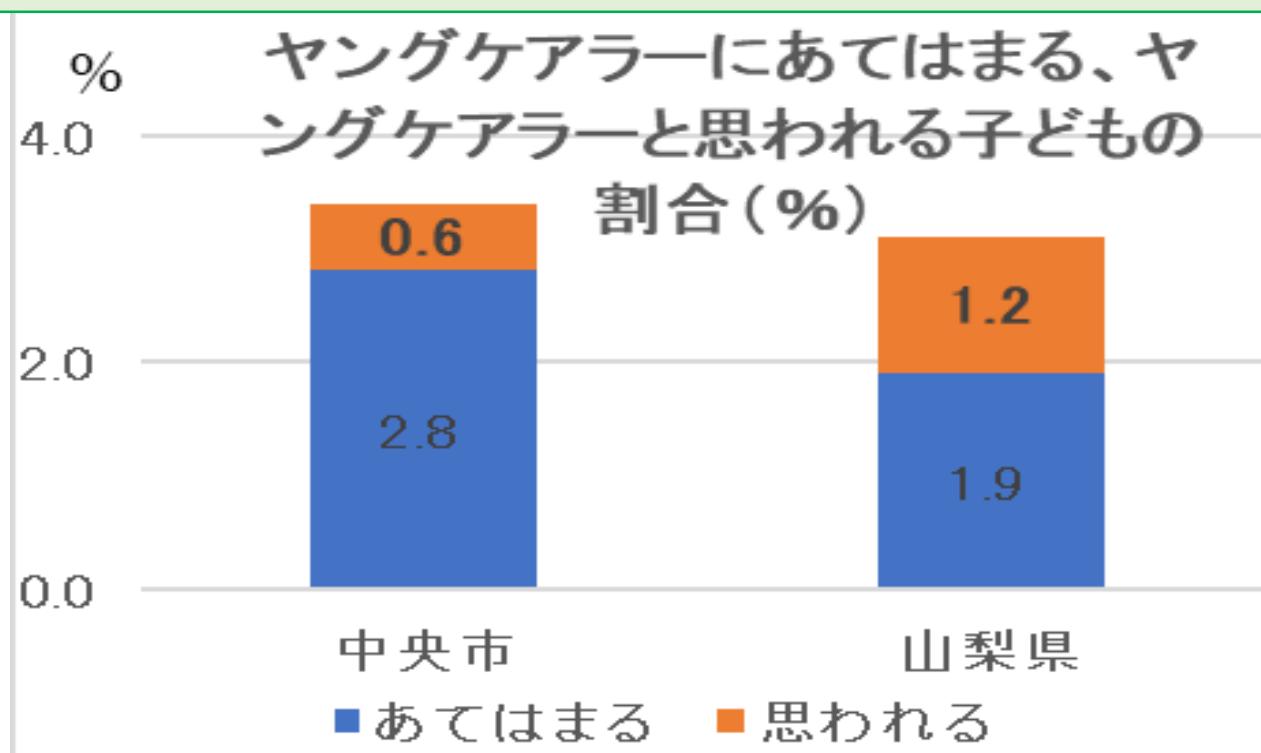
中央市におけるヤングケアラーの現状とサポート

出典：令和6年度山梨県「ヤングケアラー」の実態に関する調査報告書(山梨県)

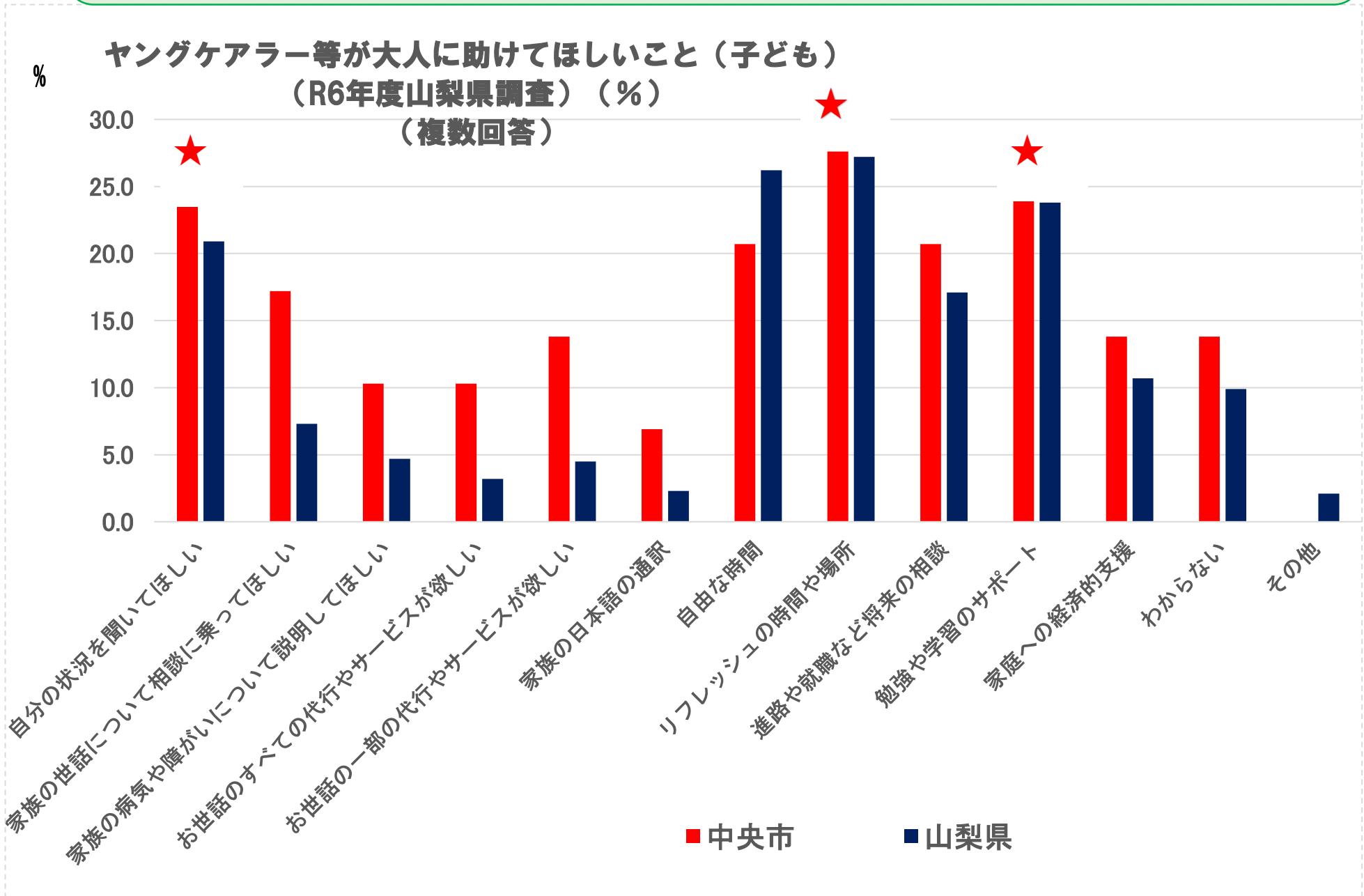
ヤングケアラーについて「よく知っている」と回答した子どもは、**39.9%**
(約4人に1人) で、ヤングケアラーの言葉を「聞いたことはない」子どもも多い
です。
(子どもは小学校6年生～高校3年生を対象)



ヤングケアラーにあてはまる、ヤングケアラーと思われる子どもを合わせると、
子どもの**3.4%**(29人に1人) になります。
(子どもは小学校6年生～高校3年生を対象)



大人に求める支援は、リフレッシュの時間や場所 27.6%、自分の状況を聞いてほしい24.1%、勉強や学習のサポート 24.1%(各項目約4人に1人)が最も多かったです。
 (子どもは小学校6年生～高校3年生を対象)



ヤングケアラーの悩みはいろいろ

学校のこと

- ・遅刻や欠席が多い
- ・勉強や宿題をする時間がない
- ・成績に影響する
など



健康のこと

- ・体に不調を感じる
- ・睡眠不足になる
- ・重労働によるケガ
など



友達のこと

- ・話題についていけない
- ・遊べない
- ・理解してもらえない
- ・孤立している
など

将来のこと

- ・進学、就職の悩み
- ・ひとり暮らし
- ・結婚
など

自分自身の事、気になる子どもが身近にいる場合、以下の相談窓口にご連絡ください。

☆相談内容については、
秘密厳守
されます。

ヤングケアラーに関する相談窓口

- ★中央市子育て支援課
(こども家庭センター) ☎055-274-8585 平日午前8時30分
★中央市教育委員会 ☎055-274-8521 ~午後5時15分
- ★山梨県ヤングケアラー相談窓口 ☎0120-189-783
(24時間対応) ☎0120-0-78310
- ★親子のための相談LINE LINE公式アカウント「親子のための相談LINE」で
友達追加してください
- ★子どもの権利相談室やまなしスマイル ☎055-225-3958
FAX055-223-1509
(メール、対面、オンラインでの相談も受け付けます)
✉ kodomo-kenri@pref.yamanashi.lg.jp
(月~木：午後1時~6時、金：午後1時~8時)

親子のため
の相談LINE



子どもの権利
相談室
山梨スマイル

